

〈論 文〉

米国における政府会計基準審議会（GASB）の創設過程

大 石 桂 一*

I はじめに

世界中で公共部門の会計に発生主義を取り入れる動きが進んでいる。そうした中、多くの国で政府がその会計基準設定を民間に「アウトソース」するようになり、さらには民間機関である国際公会計基準審議会（International Public Sector Accounting Standards Board: IPSASB）が作成する会計基準を何らかの形で採用する国も増加している。そうすることで公共部門が民間のリソースを効率的に利用することができるならば、会計基準設定のコストは節約されるが、その一方で、企業会計と公会計が交錯する領域では、例えば1990年代後半の英国におけるPFI（Private Finance Initiative）の会計問題のときに起こったように、政府機関の政策遂行に支障をきたす可能性も生じている（大石 [2015]，第9章）。それにもかかわらず、公会計の基準を民間機関が設定している国が少なくないのはなぜなのだろうか。いつ、どのようなときに公会計基準設定の民間へのアウトソースは起こるのだろうか。

本稿では、この問題を考察するための第一歩として、米国における政府会計基準審議会（Governmental Accounting Standards Board: GASB）の創設過程に焦点を合わせる。GASBは、財務会計財団（Financial Accounting Foundation: FAF）の下で州・地方政府の会計基準を設定する機関として1984年に設立された。民間組織であるFAFはすでに営利企業の会計基準を設定する財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）を傘下に有していたが、GASBという2つ目の会計基準設定機関を運営することになったのである。

このGASBの創設は、それまで多様な実務が行われていた州・地方政府の会計基準を統一するという役割を、新たに設立された民間機関が果たすようになったという意味で、公会計基準設定のアウトソースを分析する上での出発点にふさわしい。そこで本稿では、GASBがどのようにして創設されたのか、その過程を追跡することで、公会計基準設定のアウトソースが起こる理由を解明する手掛かりを探ることを目的とする。なお、米国では州・地方政府の会計は連邦政府機関と異なっており、本稿では連邦政府機関の会計は対象としない。

II 米国の州・地方政府の会計をめぐる現状

本稿の焦点はGASBの創設過程であるが、まず米国の州・地方政府の会計の現状を確認しておこう¹⁾。州・地方政府の会計基準は、現在、7名の常勤メンバーからなる独立民間機関のGASB

* 九州大学経済学研究院教授

が、FAFの監督の下、デュー・プロセスに従って設定している。同じくFAFの監督下にあるFASBの助言機関として財務会計基準諮問委員会（Financial Accounting Standards Advisory Council: FASAC）が設置されているのと同様に、政府会計基準諮問委員会（Governmental Accounting Standards Advisory Council: GASAC）がGASBについても設置されている。

連邦が法規制等で州・地方政府の財務報告にGASB基準を強制することはできず、採用するか否かは州政府の判断に委ねられているが、実際にはすべての州政府で導入されている。州政府以外の市・郡などについては、州内のすべての地方政府にGASB基準を義務付ける州もあれば、地方政府の裁量に任せている州もある。なお、一定額以上の連邦補助金を受ける州・地方政府は、1984年「単一監査法」の定めにより、連邦行政管理予算庁（Office of Management and Budget）の規則に従って、独立監査人による監査を受けなければならず、多くの州・地方政府は公認会計士または民間会計事務所と監査契約を結んでいる。

GASBの運営資金は、以前は大部分がFAFからの予算措置で賄われていた。州・地方政府からの寄付もあったが、金額は僅かであった。しかし、2012年度以降は「ドッド・フランク法」により、金融取引業規制機構（Financial Industry Regulatory Authority）から会計サポート料（accounting support fee）を受け取るようになり、これで運営資金のほとんどが賄われている（FAF [2020]）。

Ⅲ GASB 創設過程の追跡

1 1970年代後半までの状況

1929年の証券市場崩壊は、企業会計のみならず政府会計への批判も呼び起こした。そこで、州・地方政府の会計に関わる会計士や公務員が中心となって全米都市会計委員会（National Committee on Municipal Accounting）が1934年に組織された。1948年には全米政府会計委員会（National Committee on Governmental Accounting）がその任務を引き継ぎ、さらに1974年には組織再編して全米政府会計評議会（National Council on Governmental Accounting: NCGA）が発足した。これらの組織はいずれも都市財務官協会（Municipal Finance Officer Association: MFOA）の支援下に設立された任意団体であり、すべての州・地方政府に適用可能な会計原則の整備を意図していた（Roybark et al. [2012], pp. 7-9）²⁾。

NCGAは、1973年3月に出されたMFOAタスク・フォースの勧告を受けて1974年6月に発足した準独立機関（quasi-independent body）であり、4年任期の21人の非常勤委員で構成されていた（Johnson and Langsam [1991]）。NCGA委員の大多数は州・地方政府の財務担当者であるが、公認会計士、学者、債券格付機関なども含まれていた。NCGAはGASBにその役割を引き渡すまで10年にわたって活動したが、そのリソース不足のために、増え続ける問題にタイムリーに対処することができなかった（Freeman and Allison [2006], p. 44）。

1) 本節の内容は、古市 [2002]、日本公認会計士協会（編）[2013]、および関口（編著）[2016]を参考にしている。また、以下の節では石井 [1989]も参考にしている。

2) MFOAは1906年に組織された。1984年には政府財務官協会（Government Finance Officers Association: GFOA）に名称を変更している。

2 州・地方政府会計への FASB の参入

1970年代半ば、ニューヨークやシカゴなどの大都市が財政危機に見舞われたことにより、政府の財政に対する人々の意識が高まり、政府の会計および財務報告の実務には深刻な欠陥があるとの懸念が強まった。そうした中、1977年4月に公表されたFAF構造委員会報告書（FAF [1977]）を受けて、FASBは「非商業領域（nonbusiness area）」にも関与することを決定した。

FASBは、1973年の設立当初から非営利組織・政府の会計基準設定も念頭に置いていたが、リソースの制約から専ら営利企業の会計に注力してきた（FAF [1977], p. 26）。しかし、FAF構造委員会報告書は、「FASBは*the standard-setting body* でなければならない。・・・とりわけFASBは地方政府会計を、たとえ外部の専門家の一定の援助を必要としようとも、取り扱わなければならない」と勧告した（FAF [1977], p. 27, イタリックは原文）。この直前、会計プロフェッションは連邦議会でMetcalfe委員会からの厳しい批判を浴びており、それに対する回答として作成されたFAF構造委員会報告書は、FASBの基準設定能力を誇示しなければならなかったのである。

FAFはまず、非営利組織の財務報告の目的を明らかにするため、1977年8月、ハーバード大学教授のR. N. Anthonyに研究を依頼したが、その「非営利」の範囲に公共部門が含まれるかどうか論争となった（Olson [1982], p. 82）。「概念的問題」に関するAnthonyの研究は、1978年5月15日にFASB Research Reportとして公表された（Anthony [1978]）。まもなくFASBは、非営利組織による財務報告の目的に関するプロジェクトをアジェンダに正式に追加し、1978年6月15日には概念フレームワークの討議資料を公表した（FASB [1978]）。その後、FASBは公聴会を開催し、1979年1月までに公開草案の審議を開始した。

NCGAはこのFASBのプロジェクトに協力の意思を示し、互いの努力が重複するのを避けることを提案したが（JA [March 1979], p. 26）、FASBはそれを政府の外部財務報告を公開草案の検討対象に含めること、すなわちFASBがその財務報告基準を設定する可能性を検討することの了承だとみなした。というのは、NCGAが自分たちは内部報告に焦点を絞って研究を進める旨をFASB側に回答したからである（Chan [1985], p. 7）。こうして「誰が政府の報告のための会計基準を設定するのか」が議論の俎上にのぼることになった。

3 連邦議会の介入

1979年5月23日、H. A. Williams上院議員（D-NJ）は「州・地方政府会計・財務報告基準法（State and Local Government Accounting and Financial Reporting Standards Act）」と題する法案（S. 1236）を提出した。共同提出者はW. Proxmire（D-WI）とP. S. Sarbanes（D-MD）の2人の有力議員である³⁾。法案は、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）委員長、会計検査院（General Accounting Office: GAO）院長、および財務長官で構成される「州・地方政府会計・財務報告基準評議会（State and Local Government Accounting and Financial Reporting Standards Council）」を設立し、連邦政府の財政支出の下で州・地方政府の会計基準を

3) Proxmireは、このとき上院銀行・住宅・都市問題委員会の委員長を務めており、石油・ガス会計問題で辣腕をふるったことでも有名である（大石 [2015], 第7章）。Sarbanesは当時、上院銀行・住宅・都市問題委員会の証券小委員会委員長であり、周知のように、後にSOX法を制定する。

設定させることを提案するものであった。具体的な基準設定作業は、政府機関ではない非営利団体「州・地方政府会計・財務報告基準協会 (Institute for State and Local Government Accounting and Financial Reporting Standard)」を設立して担わせる。同協会は、連邦政府代表1名、州政府代表3名、地方政府代表2名、公会計専門家2名、アナリスト1名、および一般大衆2名の計11名で構成され、評議会が任命する。以上が法案の骨子である。

この法案提出の前年、1978年7月19日にWilliamsは、地方債を売り出す都市や州にSECへの登録を義務付ける法案を提出していた(S. 3323)。地方債は1933年証券法により適用除外証券とされており、SECへの登録義務はなかった。1933年証券法を起草したJ. M. Landisは後年、もともとは地方債を適用除外にするつもりはなかったが、「明らかに政治的な理由で」そうなったと述べている(Landis [1959], p. 39)。1933年法の起草段階で、多くの市長や地方議員が強烈に反対したことにより、法案の迅速な成立を優先したLandisは地方債のSECへの登録義務付けを諦めたのである(SEC [1993], Appendix A, p. 9)。

同様に1978年のWilliamsの法案も、州・地方政府からの反対にあった。このときSECは一定の規制権限を持つことを望んでおり(SEC [1977; 1979])、議会記録からはWilliamsが法案を起草するのをSECが相当にバックアップしていた様子がうかがわれる(CR [1978], pp. 21638-21650)。さらにSECは、法案をサポートする「優れた陳述書」(Doty [1979], p. xi)を上院銀行・住宅・都市問題委員会の証券小委員会(1978年当時、Williamsが委員長を務めていた)に提出した。それにもかかわらず、連邦議会では法案への支持が得られず、1978年末に会期切れで廃案となったという経緯があった。

実は、Williamsは1973年から毎年のように地方債市場を改革するための法案を提出していた。彼の情熱の背後にあったのは、彼自身の言葉によれば、連邦から地方に補助金や交付金が渡されていることに加えて、地方債がデフォルトしたときには連邦が州・地方政府の「最後の貸し手」になるかもしれないという危機感であった(CR [1979], p. 12430)。

この問題に関するWilliamsの最大の功績は1975年にJ. G. Tower上院議員(R-TX)と協力して1933年証券法の改正(タワー修正)を成立させたことであろう。この法改正によって、SECの監督下に自主規制機関として地方債規則制定委員会(Municipal Securities Rulemaking Board: MSRB)が設立された。地方債取引業者はMSRBへの登録が義務付けられ、SECに執行権限が付与された。ただし、同法は発行体である州・地方政府を直接規制するものではなく、むしろその開示要件をMSRBが規定することを禁止している。米国の場合、連邦が州・地方政府の自治に介入することには憲法上の問題があるからである。そのため、Williamsの試みは地方の反発を招き、タワー修正を除いて、連邦議会でことごとく失敗してきた。

そうした中、まさにFASBのプロジェクトが動きだした1979年春に、Williamsは法案で、初めて会計基準設定機関の問題に言及した。法案の趣旨説明において、彼は数々の調査を引用しながら、州・地方政府に適用される統一的な会計基準の不在がもたらす弊害を指摘し、もはや州・地方政府の自発的な努力に委ねことはできないと指摘した(CR [1979], pp. 12427-12428)。Williamsは、NCGAとFASBの基準設定をめぐる現状を熟知しているだけでなく、前述した進行中の取り組みについても把握していた。NCGAとFASBが協力しようとしているのは政府会計の改善の必要性が認識されていることの証拠であり、そうであるならば、ある程度の連邦の監督と責任の下に単一の組織が政府会計基準を設定するのが望ましいと主張した(CR [1979], pp. 12429-12430)。

4 GASBOC の設置

1979年のWilliams法案は大きな反響を引き起こした。まず、法案で主要な責任を負うこととされていた3つの連邦機関の反応を見てみると、財務省は表立っては反応を示していない。SECもWilliamsに対する従来の姿勢とは異なり、法案を明確には支持しなかった。その理由は、おそらく法案が十分な執行メカニズムを規定していなかったからであろう（SEC [1993], p. 7）。GAOも法案を支持していない。例えば、会計検査院長のE. Staatsは1979年6月4日のMFOAでの講演でWilliams法案に言及し、新機関を設立するのではなく、MFOAがNCGAとFASBの協力を支援するのが望ましいと述べている（Staats [1979], pp. 15-16）。このように、3つの連邦機関はいずれも、州・地方政府の会計基準設定に関わることに消極的だった。

一方、法案に対抗する会計プロフェッションや地方政府会計に関わる団体の行動は迅速であった。法案の骨子が明らかになった1979年4月、FASBはすぐさま、その上程前にWilliams上院議員のスタッフと会合を持った（Chan [1985], p. 8）。アメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants: AICPA）もまた、法案提出前の5月4日の理事会で、州・地方政府の会計基準はFAFを中心とした民間部門で設定されるべきと決議した（CL [May 14, 1979], p. 1）。当時AICPA会長だったW. Olsonは次のように述懐している。

AICPAの主要メンバーは、連邦主導の会計基準設定機関の設立が、企業会計を含むすべての会計基準設定権限の連邦政府による剥奪につながるのではないかと警戒した。そこで、AICPAはFAFに対して、この問題を解決するための提案を検討するスタディ・グループ立ち上げるよう促した。これを受けてFAFのA. O. Way会長は、FAF, FASB, MFOA, NCGA, 全米州監査人・会計検査官・財務官協会（National Association of State Auditors Comptrollers and Treasurers: NASACT）、GAO、およびAICPAの代表者を含む会議を1979年7月17日に開催した（Olson [1982], pp. 82-83）。

この会議で、FASBとFAFは、政府会計基準の設定作業をNCGAから引き継ぐことに前向きな姿勢を示したが、会議に出席した州・地方政府の関係者は、FASBを基準設定者として受け入れることに否定的であった。FASBであれば、企業会計のバックグラウンドを持つボード・メンバーを自分たちがコントロールできないと考えたからである。それゆえ、彼らは、FAFまたは類似した民間団体の支援の下で、FASBとは別の独立した基準設定機関を創設するのであれば受け入れる用意はあると回答した（Olson [1982], pp. 82-83）。

FAF理事会には、FASBはあらゆる種類の組織にとっての単一基準設定主体であるべきだという強い信念があったが、これは政治的にあまりにもナイーブな考えであった（Flesher et al. [2018], p. 67）。他方、NCGAも十分な能力を持つ基準設定機関とはみなされていなかった（GASBOC [1981a]）。その後、FAFは、1979年11月29日の理事会において、FAFの支援の下に新たなフルタイムのボードを設置するという案を検討し、1980年2月12日には政府関係団体と会談した結果、FASBが単一の基準設定主体になることも、FASBとは別の新しいボードを立ち上げることも、いずれも難しいとの結論に達した（Chan [1985], p. 9）。そこでFAFは、NCGAの現在の地位を当面は認めるが、NCGAがMFOAとの関係を断ち切って、ボードの人数を減らすとともにスタッフを拡充し、独立した監視機関を設置して、連邦政府からではなく民間から資金調達をするというNCGAの再編成案を3月13日に提案した（CL [April 28, 1980], p. 1）。これらの条件が満たされれば、FAFはNCGAへの支援を検討するというのである（Olson [1982], p. 83）。しかし、

NCGAはこの提案を拒絶した。

基準設定主体の議論と並行して、FASBの概念フレームワークのプロジェクトが進行していた。NCGAは1979年12月、FASBに対して公開草案(Exposure Draft: ED)の発行を延期するか、もしくは政府ユニットをその範囲から除外するように求めたが、FASBはそれに応じず、1980年3月14日にEDを公表した。その中では「FASBは本EDを公表することで政府会計の基準を公表する責任を負おうとしているわけではない」ということが明記されていた(FASB [1980a], p. 13)⁴⁾。あくまでもFASBのプロジェクトは概念フレームワークの検討なのであって、州・地方政府の会計基準を誰が設定するかは別問題であるというロジックである。

これに対して、MFOAの会計・監査・財務報告委員会はEDへのコメントレターで、「EDは非営利組織を州・地方政府のユニットを含むものとして定義している。・・・我々は、関係諸団体の間で進行中の議論が政府の会計・財務報告に関する新しい基準設定主体の確立につながると認識している。それゆえ、EDの範囲から州・地方政府を除外すべきであることは明白である」(FASB [1980b], p. 291)と指摘して、FASBの動きを牽制した。

一方、Williams上院議員は1980年3月5日、公共債協会(Public Securities Association: PAS)で講演し、信頼できる会計情報の重要性は「あなた方アンダーライターが私よりもよく理解しているだろう。・・・影響力のある業界団体のPSAがこの法案を検討し、支持することを強く求める」(Williams [1980], p. 4)と述べて、連邦主導の基準設定機関の創設の必要性を強調した。Williamsは、政府会計基準設定に既得権益を持っていると彼が考えるグループの動きを察知し、利用者グループに支持のターゲットを絞ったのである。しかし、連邦議会では法案への支持は集まらず、結局は1980年末、会期切れで廃案になる。

5 GASBOCにおける審議

(1) 公開草案の公表まで

FAFによるNCGAの再編提案が功を奏さなかったため、1980年4月、それまで議論に参加してきたAICPA、FAF、FASB、MFOA、NASACT、GAO、およびNCGAからなる「政府会計基準審議会組織委員会(Governmental Accounting Standards Board Organization Committee: GASBOC)」が設置され、ミシガン大学教授のR. K. Mautzが委員長に就任した。GASBOCの任務は、州・地方政府の会計基準を確立するための新たな構造の必要性があるかどうかを検討し、必要であれば然るべき提言を行うことであった。しかし事実上は、現状のNCGAもFASBも、さらには連邦主導の基準設定も拒否し、関係諸団体の合意の最大公約数を見つけ出すという任務をGASBOCは負っていた(Chan [1985], p. 9)。

GASBOCには「7大公益団体(Big 7 Public Interest Groups)」を自称する諸団体がオブザーバーとして加わった(JA [December 1979], p. 7)。7大公益団体とは、州政府評議会(Council of

4) なお、1980年12月公表の概念書第4号(FASB [1980c])では、当該文章は削除され、代わりに「本ステイトメントにおける基本目的が、政府機関の一般目的外部財務報告に適していないとする説得力のある証拠は何ら存在しない」(para. 3)とした上で、「もしFASBに基準設定の責任が最終的に与えられるならば、全米政府会計評議会(NCGA)、州政府評議会(CSG)、およびその他の関連する機関によって進められている研究を考慮するであろう」(para. 4)と述べられている。

State Governments: CSG), 国際都市管理協会 (International City Management Association: ICMA)⁵⁾, 全米郡協会 (National Association of Counties: NAC), 全米州議会協議会 (National Conference of State Legislatures: NCSL), 全米州知事協会 (National Governors Association: NGA), 全米市町村連盟 (National League of Cities: NLC), および米国市長協議会 (U.S. Conference of Mayors: USCM) の7団体であり, 基本的にそのメンバーは州・地方政府組織, 首長, 地方議員, または彼らによって政治任用された高官である。

GASBOC は, 1980年6月から1981年1月までの間に8回にわたって会合を開いた (Chan [1985], p. 11)。その結果, 1980年の終わりには, 独立した5人の委員からなるボードと新しい財団を設立すべきであるという暫定結論に達し (JA [December 1980], p. 7), 1981年2月16日に公表された GASBOC 報告書の ED には, 次のような提案が含まれていた (GASBOC [1981a])。

AICPA, FAF, MFOA, NASACT (および, できれば利用者グループ) の支援の下, 12人の理事からなる政府会計財団 (Governmental Accounting Foundation: GAF) を新たに設立する。その理事構成は, 連邦政府代表1名, 公認会計士2名, FAF が推薦する者2名, 政府財務報告書の利用者2名, 州・地方政府代表5名 (MFOA および NASACT からそれぞれ少なくとも1名) である。さらに GASBOC は, この GAF の下に独立の基準設定機関として5人の常勤メンバーからなる GASB を設立すること, および約20人の委員からなる GASAC を設置することを勧告し, 当初の年間予算として250万ドルを提案した。

GASBOC の ED における GAF の構造や予算に関する詳細な記述は, 未検討なのは組織の細部のみであるという印象を与える。しかし, 関係団体は, 提案事項のすべてに必ずしも合意してはならず, また GAF のスポンサーとなることに同意しているわけでもなかった。Mautz は「現段階では, GASBOC に参加している団体のいずれも, 議論のために公開草案を公表することに同意したのみで, それ以上のコミットは得られていない」と述べた (JA [March 1981], p. 3)。FAF は1980年3月13日の声明と同様に深刻な懸念を表明し (FAF [1981a]), AICPA も GASB の独立性, 資金調達, FASB との管轄問題 (たとえば公立病院の会計基準は誰が設定するのか) などについて疑問を呈した (JA [April 1981], p. 12)。

(2) Williams 法案のその後

1979年に Williams 上院議員が提出した法案は, 前述のように, 翌1980年に廃案となった。それでも諦めきれない Williams は, GASBOC が ED を発表したすぐ後, 1981年3月3日に前回とはほぼ同じ内容の法案を再提出した (S. 610)。法案趣旨説明で Williams は, GASBOC の活動に参加しているグループに言及して, 「彼らを結びつける絆は, 連邦政府に対する共通の嫌悪感であり, 民間の基準設定機関という点で何らかの妥協を見出せば, 新たな連邦法の制定を未然に防ぐことができる」と認識である」と批判した (CR [1981], p. 3404)。

しかし, その直後, Williams 上院議員は「アブスキヤム事件」で連邦捜査局 (FBI) の囹捜査に引っかけられ, 収賄の罪で起訴された⁶⁾。その結果, 彼は裁判への対応に追われることになり, また

5) ICMA は基本的には全米の市郡幹部の集まりであるが, 一部のカナダの都市も参加している。

6) 結局, Williams は有罪判決を受けて失脚し, 1982年3月には議員辞職に追い込まれることになる。なお, 映画『アメリカン・ハッスル』は同事件を題材にしている。

もや法案は廃案となる。こうして、連邦機関が州・地方政府の会計基準を設定する可能性は、事実上なくなった。

(3) 最終報告書の公表

GASBOCの公開草案には93通のコメントレターが寄せられ、1981年5月4日と5日の2日間にわたって公聴会がフィラデルフィアで開かれた。この公聴会で証言した25人の意見は、極端な反対から全面的な支持まで多岐にわたり、さらなる研究を求める意見も多かった(*CL* [May 25, 1981], p. 3; *JA* [June 1981], p. 3)。意外なことに政府関係者からのコメントレターや公聴会での発言はFASBを支持するものが多く、GAFの12人の理事のうち政府機関代表が占める割合が大きすぎるといった意見も官民双方から聞かれたが(Wallace [1985], p. 57)、他方で州・地方政府の会計担当者は、政府機関の財務報告基準を確立するいかなる組織にも彼らの代表が必要であると主張した(Flesher et al. [2018], p. 67)。

公聴会を受けて、5月26日にデトロイトでGASBOCの会議が開かれた。FASB会長のD. Kirkは依然としてFASBは政府会計基準を設定する用意があると主張したが、政府機関の代表は同意せず、あくまでもGAFとGASBを創設することを求めた。この会議に出席していたNASACTのR. P. Van Danikerによると、FAF会長のR. E. Palmerは「それでは何も進まない。今できることは、唯一、FAFがそれを引き取って、FAFの監督の下にGASBを作ることだけだ」と発言した(Van Daniker [2009], p. 4)。FASBが基準を設定することに政府代表が同意することは決してないと認識したPalmerは、FAFの傘下にGASBを作ることが「望みうる最善の取引」だと悟ったのである(Van Daniker [2009], p. 4)。

その後に関われた6月17日のボストンでの会議の後、GASBOCは新たに設立するGASBの監督責任をFAFに引き渡すことを6月23日に提案し、7月2日にFAFは、この提案を支持する旨の書簡をGASBOCのMautz委員長に送付した(FAF [1981b])。FAFはその条件として、GASBの組織と手続はFASBをモデルとすることを求め、見返りにFAF理事会に3人の政府代表者を追加すること、およびNCGAがGASBの初代委員の任命を拒否する権限を持つことをFAFは提案した(*WR* [July 13, 1981], p. 3; *JA* [August 1981], p. 3)。

交渉の結果、1981年10月13日のGASBOC最終会議において、各団体は暫定合意に達した。5名からなるGASBを設立すること、FAFがGASBの資金調達と監督の責任を負うこと、FAFの理事にMFOA推薦者1名、NASACT推薦者1名、および7大公益団体が共同で推薦する者1名の計3名の理事を追加することなどを提案する最終報告書が同日公表された(GASBOC [1981b])。さらに、最終報告書の提案を実行に移すためにGASB実施委員会が設置され、FAF会長のPalmerが委員長に就任した(*WR* [January 25, 1982], pp. 2-3)。

6 GASBの誕生

GASBOC参加団体が合意書を交わすには、1981年10月の暫定合意からさらに1年を要した。1982年11月30日に成立した合意書(FAF [1982])は、基本的に最終報告書の勧告と同じであったが、FAFによるGASBメンバーの任命はGASACの承認を得なければならないという条項が付け加えられた。1982年12月1日、FAF理事会はこの条項を承認し、FAF会長のPalmerは、MFOA、NASACT、およびAICPAからの正式な理解の確認を得ることができれば、すぐにFAF

は合意の実施を進める用意があると述べた (CL [December 27, 1982], p. 4)。

Palmer が上記の「正式な理解の確認を得る」リストに、FAF 理事候補者 1 名を共同推薦するはずの 7 大公益団体を含めていない点には注意が必要である。合意の実施に向けて FAF に特別委員会が設置され、FAF 副会長 C. G. Steele が委員長に就任した。MFOA と NASACT の理事候補者も特別委員会のメンバーとなったが、7 大公益団体が共同推薦する理事候補者は含まれていなかった (CL [February 14, 1983], p. 3)。FAF にとって 7 大公益団体の支持は必須ではなかったのである (Chan [1985], pp. 12-13)。1983 年 4 月、FAF はニューヨーク市の首席副会計監査官の M. H. Ives を GASB 設立に関する常勤コンサルタントに任命した (CL [May 23, 1983], p. 3)。Ives は後に GASB の初代副委員長になる人物であるが、この一本釣り人事は FAF と 7 大公益団体との関係を象徴している。

これに対して、7 大公益団体は 1983 年 5 月 6 日、MFOA および NASACT と会合を開き、GASB に関するタスク・フォースを組織した。その上で、7 大公益団体に配分される FAF 理事の数を 1 から 3 に増やすことなど、1982 年 11 月 30 日の合意内容の一部変更を求めることを決議した。しかし、FAF 特別委員会の Steele 委員長は 1983 年 8 月、NASACT の年次総会で講演し、「7 大公益団体は議論には参加するが、昨年 11 月 30 日の合意書にはサインはしていない」とした上で、「彼らの提案する変更には・・・同意できないものがある」と述べて、「もし GASB を構成する団体の特定の一部に監督やコントロールが委ねられるのであれば、基準設定プロセスは政治化し、GASB の成功は危機にさらされることになろう」と 7 大公益団体を批判した (JA [October 1983], pp. 14-15)。

こうした FAF 特別委員会の態度に州・地方政府関係者は不信感を抱き、9 月には MFOA・NCGA・7 大公益団体が合意を保留する旨を表明した (AGA [2000])。NCGA の再編あるいは各州が支援する組織の新設という可能性が再び浮上したのである (Chan [1985], p. 13)。そこで FAF は譲歩し、いくつかの変更には同意したが、それでも理事の数については最後まで譲らなかった。3 人の理事席を確保することができなかった 7 大公益団体は、MFOA と NASACT に理事枠を譲るよう迫った (Chan [1985], p. 13)。このことから、基本的に政治家や州・地方政府幹部の集まりである 7 大公益団体の MFOA や NASACT に対する影響力の強さが理解できよう。こうして FAF 理事枠の問題の解決は MFOA・NASACT・7 大公益団体に委ねられることになり、残る主要な課題は FASB と GASB の管轄問題だけとなった (Ives [1983], p. 59; JA [December 1983], p. 98)。

政府機関代表は GASB の正式な設立前に GASB と FASB の管轄を明確化することを主張した。これは単なる縄張り争いではない。それは、GASB が AICPA から「一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles: GAAP)」を設定する主体として認定されていないことに起因する。

AICPA 職業倫理規程の規則 203 は、例外的な場合を除き、AICPA が指定した会計基準設定機関により公表された会計基準から逸脱して財務諸表が作成されているときには、公認会計士は当該財務諸表が GAAP に準拠しているとの意見を表明してはならないと定めており、FASB は GAAP 設定主体として認定されている。GASB がそうした主体として認定されない限り、たとえ個別の GASB 基準が GAAP に相当するとみなされたとしても (それまでの NAGA 基準がそうである)、今後、政府会計と企業会計にまたがるグレーゾーンの問題に関して基準を設定する必要が生じた

時、FASBがGAAP設定主体という地位を強調して、GASBではなくFASBが当該問題に関して基準を設定すべきだと主張するかもしれない。政府関係者からすれば、自分たちの力の及ばないところで基準が設定されるのは避けたいと考えるのは当然である。しかも、州・地方政府は財務諸表の作成者でもあり、病院や公益事業など多くの中間形態のユニットを持っているため、将来の基準変更の予見可能性が低くなるのは望ましくない。こうした懸念を払拭しておきたいというのである。

そこでFASBの代表者とGASBのボード・メンバー候補者との間で交渉が行われた結果、合意に至り、FAF特別委員会の承認を経て、1984年1月16日のFAF理事会において合意書が全会一致で採択された（CL [February 13, 1984], p. 1）。その合意内容は以下の通りである（FAF [1984]）。

FAFは管轄権に関する問題を解決する最終的な責任を有する。GASBは州・地方政府に関する基準を設定し、FASBはその他すべての主体に関する基準を設定する。公共部門における特定の事業体や活動に係る個別財務諸表は、GASBが基準を公表している場合を除き、FASBの基準に従って作成される。これらの事業体および活動には、公益事業体、公社、病院、大学、および年金基金が含まれる。これらの事業体または活動が州・地方政府ユニットによって作成される結合一般目的財務諸表（combined general purpose financial statements）に含まれる場合には、GASB基準が適用される。

さらに、そうした政府会計基準を反映した会計基準ヒエラルキーの作成をAICPAの監査基準委員会にFAFが要請すること、およびGASB発足1年後のAICPA評議会でGASBの活動についてFAFが報告し、規則203の適用対象とすることを早期に検討するよう要請することも、合意書に盛り込まれた。

その後、人事が進み、5月11日にGASACの承認を得てFAFは4人のボード・メンバーを任命し、残る1人を6月14日に任命した（CL [May 28, 1984], p. 2; [June 25], p. 3）。7月1日、ついにGASBが正式に発足し、米国内の約10万の州・地方政府機関の会計基準設定の責任をNCGAから引き継いだ。

IV 考察

1 基準設定主体をめぐる議論の原動力

1970年代半ば以降の地方財政の悪化が、州・地方政府の会計基準に対する関心を高め、基準設定主体をめぐる議論の契機となったのは間違いない。1974年から1975年にかけてのニューヨーク市の財政危機に関するSECスタッフ・レポートは「既存の地方債実務における最も重大な欠陥は・・・自治体の会計・財務報告の分野にある」と指摘した（SEC [1977], Chap. 2, p. 1）。もっとも、同様の問題は幾度となく繰り返されてきたのであり、州・地方政府の会計が今後も大きく変わるとは思えないと、当時Zimmerman [1977]は述べていた。

事態を大きく動かしたのは、連邦議会における2つの出来事である。1つはMetcalf委員会であり、これは前述のようにFASBを非営利会計に向かわせるFAF構造委員会報告書につながった。もう1つは1979年のWilliams法案であり、連邦主導による州・地方政府会計基準の設定を阻止しようとする勢力の結集を促した。AICPAのニューズレターは、ProxmireとSarbanesという証券

法を所掌する2つの委員会・小委員会の委員長が同法案の共同提出者になっていることを、驚きをもって報じている（WR [May 28, 1979], p. 5）。しかも、Williamsは証券小委員会の前委員長である。Metcalf委員会の会計プロフェッションに対する攻撃とあわせて考えれば、AICPA幹部が連邦に警戒感を抱いたのは無理からぬところである。一方、州・地方政府関係者も連邦の介入を嫌悪しており、GASBOCの公聴会でFASBを支持する意見が意外と多かったのも、連邦の関与を排除する現実的な妥協策だと判断したからであろう。

これに対して、連邦政府機関には州・地方政府の会計基準設定に積極的に関わる意思はなかった。憲法問題に巻き込まれなくなかったからである。1970年代後半には、州の権限を制限する連邦立法は違憲とする判決が相次いで連邦最高裁で出されていた。たしかにSECは地方債市場の規制に前向きであったが、リスクを避けて発行体ではなく取引業者を監督するという方策を選んだ。連邦補助金についての適切な報告に関心のあるGAOはGASBOC等での議論に参加し、GASACにもメンバーを送り出したが、基準設定そのものには深く関わろうとはしなかった。もっとも、結局は却下されるが毎年10万ドルをFAFに拠出することを連邦議会に申請したことからも分かるように（U.S. House [1984], pp. 167-168）、GASBに対する継続的な関与を担保しようとはしていた。

こうしたことから、たとえWilliamsが失脚しなくても、連邦政府機関主導で州・地方政府の会計基準を設定する仕組みを作ることはできなかつたと考えられる。しかしながら、1979年に事態が大きく動いたのは、単なる偶然ではない。Williamsは地方債市場とそのディスクロージャー問題に十分な知識があり、ずっと関心を持ち続けていた。1978年の終わり頃からFASBとNCGAが協働を開始したことから、それを阻止すべく法案を提出したのである。ちなみに、廃案になった1979年法案の内容は、現在の連邦政府機関に係る会計基準設定の仕組み（それは1990年に出来上がった）と驚くほど似ている点は興味深い。

2 独立性と専門性

営利企業の場合、会計基準は資本市場における契約のデファクト・スタンダードであり、会計基準設定主体は契約当事者、すなわち会計情報の作成者と利用者に代わって、それらのニーズを集合的に満たすように、財務報告に関する契約（何を、どのように報告すべきか）の標準化を行っていることができる（大石 [2015]）。つまり、企業と市場参加者がすべて個別に交渉していたのではコストが禁止的に大きくなるため、その代わりに基準設定主体が、当事者が合理的に交渉するならば行き着くはずの交渉解を探る、いわば「仮想交渉」を行うのである。政府の財務報告に関する会計基準の設定も同様の視点から検討することが可能である。

政府の財務報告の場合、情報の作成者はもちろん政府であり、利用者は第一義的には住民である。プリンシパル・エージェント関係でいえば、住民がプリンシパル、政府がエージェントにあたる。しかし、プリンシパルたる住民は、企業の場合の株主よりも、会計情報を利用するインセンティブが格段に小さい（Zimmerman [1977]）。株主が個別企業の経営に納得できなければ、株式の購入価格を引き下げたり、売却したり、経営者を交代させたりすることができ、そうした目的に会計情報を用いる。また、もし会計基準が投資意思決定に役立たないものであれば、最終的には資本市場そのものから撤退することもできる。

一方、州や地方政府の政策に納得できない住民がとりうる選択肢は、個人での陳情、政府に働き

かける圧力団体の結成、住民投票、転居などであり、いずれも多くの場合、得られるベネフィットに比してコストが非常に大きい。あるいは選挙を通じて政府を取り換えることも可能ではあるが、その機会は数年に1回しかなく、有権者の1票の限界価値は極めて小さい。それゆえ、そうした目的のために会計情報を利用することは少ない。情報収集・分析・利用のコスト（会計リテラシーの獲得も含む）が、住民全体で広く薄く共有されるベネフィットを上回るからである。ましてや住民が、会計情報を生み出すための「基準」に関心を持つ可能性は、株主の場合よりも遥かに小さい。したがって、住民は会計基準設定において「合理的無知（rational ignorance）」を選択する。

もっとも、住民のほかにも利用者はいる。地方債市場参加者である。1970年代後半には、証券法が制定された1933年当時より、地方債市場は遥かに大きくなっていった。地方債取引業者と債券格付機関は、GASBOCのEDにコメントレーターを送付し、公聴会で証言するなど、GASB問題に関して積極的に意見を発信した。これらは一般大衆よりも、会計基準設定に関与する遥かに強いインセンティブを持っているし、関与させる必要があるとFAFは判断した。そのため、20名の初代GASAC委員のうち、地方債取引業者と債券格付機関にそれぞれ1ポストが割り当てられた⁷⁾。その結果、FAFは取引業者と格付機関から拠出金を得ることになった。

NCGAとMFOAは基本的に州・地方政府の財務諸表作成者の集まりである。要するに、従来は作成者が中心となって会計基準を設定しており、21名のボードには利用者は格付機関代表1名しかいなかった。そのような状況では、作成者に有利なように基準が設定される可能性は否定できない。それゆえ、GASBOCは独立した基準設定機関の設立を勧告したのである。会計基準設定が特定の集団に支配されず、また大人数のチャンピオン交渉による利害調整の場とならないように、少人数の専門家からなるボードが、デュー・プロセスに則って、中立の立場で仮想交渉を行う仕組みが模索された。だからこそ、その後の議論でもMFOAや7大公益団体からの独立性が1つの焦点となったのである。

ところが、議員は選挙で選ばれた住民代表であり、政府会計情報の利用者でもある。7大公益団体がFAF理事枠の増加にこだわったのも、そのためである。つまり、自分たちは選挙で選ばれた議員あるいは彼らに任命された高官という正統性を有しており、会計基準設定に関与する権利があると主張した。彼ら（の一部）にとって、会計基準設定という重要な「公共政策」を会計の専門家（7大公益団体にしてみればNCGAやNASACTも会計専門家である）だけで決定するのは認められないことであった（Wallace [1985]）。この政治的正統性と専門性・中立性との調整が難航したことが、GASBが誕生するまでに議論の開始から5年もかかった理由の1つであると考えられる。

3 リソースの結集

民間が公会計基準設定の役割を果たすには、偏在するリソースを結集することが必要である。ここでの主なリソースは、専門性を持った人材（ボード・メンバーおよびスタッフ）と資金である。それぞれの州・地方政府には当然、多くの専門家がいたはずだが、MFOAにはそれを結集させる力も資金もなかった。そもそも、地方の財政危機がきっかけとなって州・地方政府会計の改善要求が高まったのであるから、州・地方政府から会計基準設定に係る十分な資金を調達することは難し

7) GASBの5名の初代委員に利用者は含まれなかったが、1997年に7名に増員されて以降、利用者から1名が選出されており、2020年現在はS&Pから選ばれている。

かった。だからこそ MFOA は、NCGA の再編を拒否し、FAF または類似の民間団体の資金調達の下に GASB を作ることを求めたのである。

一方、FAF も NCGA の専門性を必要としたが、2つのボードを持つとなると、希少なリソース（すなわちスタッフ）が効率的に活用できなくなるおそれがあった。企業会計と政府会計で類似する問題を扱う場合でも、2つのボードそれぞれにスタッフを配置しなければならない。当初、FASB のシングル・ボードを主張したのは、そうした重複を避ける意味もあったのである。したがって、FASB と GASB の管轄問題は、FAF にとっても GASB を創設する上で、事前に解決しておかなければならない課題であった。そのことは早くから認識されていたにもかかわらず、交渉を進展させようとして合意が得られやすい問題から解決していったため、後回しにされたのである。

4 AICPA の役割

1974 年に AICPA が産業別監査指針「州・地方政府ユニットの監査」を公表するまで、AICPA の政府会計への関与は散発的であった（Chan [1985], p. 9）。しかし 1979 年時点で、AICPA 会長の W. R. Gregory によれば、政府会計は「ビッグ・ビジネス」となっており（Gregory [1979], p. 83）、さらに関与を拡大しようとしていた。AICPA の州・地方政府会計委員会の F. S. Belluomini は、政府会計は完全発生主義に転換する必要がある、AICPA はその実験を支援している、という手紙を州・地方政府をはじめとする関係各所に送った（Gregory [1979], p. 84）。ここでの「実験」とは、NCGA の基準を AICPA が完全発生主義に修正したものを公共部門に実験的に適用してもらい、作成者や利用者の反応を調査するというものであり、27 の州・地方政府ユニットが参加した（AICPA [1981]）。

1979 年に AICPA 会計基準執行委員会の A. R. Wyatt 委員長が「FASB は独立性と専門性を兼ね備えている唯一の団体である」（Wyatt [1979], p. 66）と述べたように、FASB が *the standard-setting body* であるべきとする考えを FAF と AICPA は共有していた。政府関係者は政府会計の企業会計との相違点や、固有性・特殊性を強調しがちであるが、まとまりを欠いていた政府会計を完全発生主義に転換し、その基準設定を FASB が一手に担うようになれば、会計実務の統一性が確保でき、監査コストも低下するので、AICPA にとってのメリットは大きい。

しかも、AICPA は規則 203 で GAAP 設定主体を認定する立場にある。それまで AICPA は、NCGA を政府会計に係る GAAP 設定主体と認定してこなかった。その理由は GASBOC が指摘したように、（1）政府財務報告書の利用者を広く代表していない、（2）MFOA の単独スポンサーであるため独立性に欠ける、（3）限られた財源しか有していない、（4）21 人のパートタイムの委員で構成されている、といった点で不十分とみなされたからである（GASBOC [1981a]）。これらの点がクリアされない限り、NCGA の再編であれ GASB の新設であれ、GAAP 設定主体として認定することはできない。それゆえ、GASB 創設をめぐる交渉の最終局面においては、AICPA が GASB を GAAP 設定主体として認定することに前向きな姿勢を見せるかどうか、合意成立の鍵を握っていた。

もちろん AICPA からすれば、まだ設立もされていない GASB に確定的な約束をすることなどできない。そこで AICPA は、GASB 創設 1 年後に認定作業の開始を申請する機会を FAF に与えるという妥協点を提供した。AICPA はそうすることで政府関係団体と FAF を合意に導き、実際、1986 年に GASB を州・地方政府会計に関する GAAP 設定主体として認定した。AICPA は監査業

務の拡大を獲得し、FAFはAICPAから応分の追加拠出金を獲得した。

V おわりに

本稿では、なぜ、どのようなときに公会計基準設定のアウトソースが起こるのかを検討する上での手掛かりを得るために、GASBの創設過程を追跡した。その結果、今後の研究に向けて得られたインプリケーションは次の通りである。

第1に、米国特有の連邦と地方との関係が、GASBの創設をめぐる議論に大きく影響していた。中央政府と地方政府との関係は、もちろん国ごとに異なる。この点を念頭において、国際的な比較を行わなければならない。第2に、公会計情報の利用者という点では、住民や議会だけでなく、地方債市場への参加者にも着目する必要がある。地方債市場の規模や取引業者・格付機関の力の強さが公会計基準設定のアウトソースと関連性を持っている可能性がある。最後に、AICPAが果たした役割の大きさを考えると、会計プロフェッションのあり方に注目して、今後は分析を進めていく必要がある。さしあたり、地方公会計に関する長い伝統を有する英国の勅許公共財務会計協会(Chartered Institute of Public Finance and Accountancy: CIPFA)が分析の対象となろう。

参考文献

- 石井薫 [1989] 『公会計論：行財政分野との相互浸透』 同文館。
- 大石桂一 [2015] 『会計規制の研究』 中央経済社。
- 関口智 (編著) [2016] 『地方財政・公会計制度の国際比較』 日本経済評論社。
- 日本公認会計協会 (編) [2013] 『公会計基準設定：海外事例研究と分析』 日本公認会計協会出版局。
- 古市峰子 [2002] 「米国の公会計制度の仕組みとわが国へのインプリケーションについて」 『金融研究』 第21巻第1号, 145-191頁。
- AGA [2000], *50 Years AGA*, Association of Government Accountants.
- AICPA [1981], *Accounting and Financial Reporting by State and Local Governments: An Experiment*, State and Local Government Accounting Committee, American Institute of Certified Public Accountants.
- Anthony, R. N. [1978], *Financial Accounting in Nonbusiness Organizations: An Exploratory Study of Conceptual Issues*, FASB Research Report, May.
- Chan, J. [1985], The Birth of the Governmental Accounting Standards Board: How? Why? What Next? *Research in Governmental and Nonprofit Accounting* 1: 3-32.
- Doty, W. A. [1979], Municipal Disclosure: Recent Developments III, *The Urban Lawyer* 11(2): v-xxiii.
- FAF [1977], *The Structure of Establishing Financial Accounting Standards: A Report of The Structure Committee*, Financial Accounting Foundation, April.
- FAF [1981a], *Statement Concerning Governmental Accounting and Reporting*, Financial Accounting Foundation, February.
- FAF [1981b], FAF Position on a Governmental Accounting Standards Board, *Status Report*, Financial Accounting Foundation, September 22.
- FAF [1982], *A Proposed Structure for a Governmental Accounting Standards Board*, Financial Accounting Foundation, November 30.
- FAF [1984], *Agreement Concerning the Structure for a Governmental Accounting Standards Board (GASB)*, Financial Accounting Foundation, January 16.

- FAF [2020], *The FAF 2019 Annual Report*, Financial Accounting Foundation.
- FASB [1978], *Discussion Memorandum, An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations*, Financial Accounting Standards Board, June 15.
- FASB [1980a], *Exposure Draft, Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations*, Financial Accounting Standards Board, March 14.
- FASB [1980b], *Public Record on Exposure Draft, Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations*, Financial Accounting Standards Board.
- FASB [1980c], *Statement of Financial Accounting Concepts No. 4, Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations*, Financial Accounting Standards Board, December. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 1998年。)
- Flesher, D. L., C. Foltin, G. J. Previts, and M. S. Stone [2018], A Comprehensive Review of the Evolution of Accounting Standards for State and Local Government Pensions and Other Postemployment Benefits in The United States, *The Accounting Historians Journal* 46(1): 57-77.
- Freeman, R. J. and G. S. Allison [2006], Century of Governmental Accounting and Financial Reporting Leadership, *Government Finance Review* 22(2): 40-47.
- GASBOC [1981a], *Report of the Governmental Accounting Standards Board Organization Committee: Exposure Draft*, Governmental Accounting Standards Board Organization Committee, February.
- GASBOC [1981b], *Report of the Governmental Accounting Standards Board Organization Committee: Final Report*, Governmental Accounting Standards Board Organization Committee, October.
- Gregory, W. R. [1979], Setting Accounting Standards for Local and State Governments, *Journal of Accountancy* (November): 82-84.
- Ives, M. H. [1983], The Governmental Accounting Standards Board: Factors Influencing its Operation and Initial Technical Agenda, *The Government Accountants Journal* 32(4): 59-63.
- Johnson, G. and S. Langsam [1991], Historical Sources and Current Status of GAAP for State and Local Governments, *The Government Accountants Journal* 40(2): 54-64.
- Landis, J. M. [1959], The Legislative History of the Securities Act of 1933, *George Washington Law Review* 29(1): 29-49.
- Olson, W. E. [1982], *The Accounting Profession, Years of Trial: 1969-1980*, AICPA.
- Roybark, H. M., E. N. Coffman, and G. J. Previts [2012], The First Quarter Century of the GASB 1984-2009: A Perspective on Standard Setting (1), *Abacus* 48(1): 1-30.
- SEC [1977], *Staff Report on Transactions in Securities of the City of New York*, Securities and Exchange Commission.
- SEC [1979], *Final Report in the Matter of Transactions in Securities of the City of New York*, Securities and Exchange Commission.
- SEC [1993], *Staff Report on The Municipal Securities Market*, Division of Market Regulation, Securities and Exchange Commission, September.
- Staats, E. B. [1979], Objectives of Governmental Accounting, Remarks at the 73rd Annual Municipal Finance Officers Conference, June 4. (<http://www.sechistorical.org/>)
- U.S. House [1984], *Hearings before the Subcommittee on Legislative Branch Appropriations of the Committee on Appropriations, Part 2*, United States, Congress, House of Representative, Government Printing Office.
- Van Daniker, R. P. [2009], Remembering GASB's Beginning, *Journal of Government Financial Management* 58(3): 4.
- Wallace, W. A. [1985], Objectives for the Governmental Accounting Standards Board, *Research in Governmental and Nonprofit Accounting* 1: 33-76.

- Williams, H. A., Jr. [1980], Remarks by the Honorable Harrison A. Williams, Jr. before Public Securities Association, March 5. (<http://www.sechistorical.org/>)
- Wyatt, A. R. [1979], Who Should Set Governmental Accounting Standards? The AcSEC Chairman Opts for the Comptroller General Favors a Corporative Effort, *Journal of Accountancy* (March): 65-68.
- Zimmerman, J. L. [1977], The Municipal Accounting Maze: An Analysis of Political Incentives, *Journal of Accounting Research* 15: 107-144.

雑誌記事, ニュースレター

- The CPA Journal* (CJ), American Institute of Certified Public Accountants
- The CPA Letter* (CL), American Institute of Certified Public Accountants
- Journal of Accountancy* (JA), American Institute of Certified Public Accountants
- Washington Report* (WR), American Institute of Certified Public Accountants.

議会記録

- Congressional Record* (CR), U.S. Government Printing Office.

(付記) 本研究は科研費 (16K03990) の助成を受けたものである。